

固定資産（土地・家屋）の所有者が死亡した場合の手続きについて

網走市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」の代表者を現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに市に申告する必要があります。

●「現所有者」とは？

通常は法定相続人となりますが、遺言により財産を受け取る方（受遺者）等の資産を所有していると認められる方も「現所有者」となります。

相続放棄等により相続権を有しない場合は、「現所有者」となりませんので確認できる書類（相続放棄申述受理通知書の写等）を提出してください。

●現所有者であることを知った日とは？

被相続人が死亡し、法定相続人が当該資産を相続していると知った日をいいます。相続していると知った日は、通常は、「被相続人の死亡を知った日」となります。

●現所有者が2名以上の場合、納税通知書は誰に届く？

代表者の方1名に送付します。

現所有者が2名以上いる場合、現所有者全員が連帯納税義務者となります。

連帯納税義務者は自己の持分に関係なく、全員が「全額」について納付する義務を負うこととなることから、どなたか1名が全額の納付をしなければなりません。

複数の方に全額の納税通知書送付した場合、重複納付の可能性があることから、通常は、申告いただいた代表者1名に送付します。

●申告の無い場合

市で現所有者の代表者を選定します。

市で固定資産所有者の死亡を確認できた場合、現所有者の調査を開始します。

調査が完了した段階で申告が無ければ、市内在住や法定相続持分等を考慮して選定した現所有者の方へ申告書を送付し、期限までに申告が無ければ、選定した方を代表者とします。

●申告が重複した場合

申告後に、別の現所有者の方から申告があった場合は、被相続人の所有資産の使用状況や相続順位及び協議内容を考慮した上で、市で代表者を選定します。

●申告された方を代表者とすることが不適当と判断される場合

現所有者の申告は、皆様で協議の上いただくものとなります。

同意に基づかず、無断で申告されたことがわかった場合には、市で代表者の再選定をする場合があります。

●登記されている土地・家屋は法務局にて相続登記の手続きを

詳しくは、所管する法務局へお問い合わせください。

12月31日までに相続登記が完了している場合、次年度の納税通知書は登記名義人に送付します。

●法定相続人とは？

民法の定めに従って相続人となる人（遺産を相続する権利のある人）のことをいいます。

1. 相続の順位（法定相続人）について

被相続人の配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の人は、次の順序で配偶者とともに相続人になります。

【第1順位】被相続人の子供

子供が既に死亡しているときは、その子供の直系卑属（子供や孫など）が相続人となります。

【第2順位】被相続人の直系尊属（父母や祖父母など）

第1順位が存在しない場合に相続人になります。

父母も祖父母もいるときは、被相続人により近い世代である父母の方を優先します。

【第3順位】被相続人の兄弟姉妹

第1順位、第2順位が存在しない場合に相続人になります。

兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その子供（甥姪）が相続人となります。

※内縁の妻や夫、離婚した元妻や元夫は相続人になりません。

※相続放棄をした人は、初めから相続人ではなかったものとされます。

2. 数次相続について

被相続人の死亡から相続の手続き（遺産分割協議や相続登記等）を行わずに相続人が死亡すると次の相続（2次相続）が開始されます。

このことを数次相続といい、相続人が存在する限り永久に続くこととなります。

相続が度重なるごとに関係が複雑になることから、早めに手続きをすることをお勧めします。

申告書提出先／〒093-8555 網走市南6条東4丁目
網走市企画総務部税務課固定資産税係
TEL (0152) 44-6111 (内線 225・353)